

かながわ畜産ブランド推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、「かながわ畜産ブランド推進協議会」（以下、「本協議会」）とする。

(目的)

第2条 本協議会は、消費者に県産畜産物の魅力を伝え、価格面での評価を高めて、高くても買ってもらえる儲かる畜産を目指すため、県内畜産関係団体、行政機関、生産者等の密接な連携のもと、総合的な販売戦略を検討し、認知度向上や、流通販路拡大につながる企画・イベント等を開催するとともに、畜種ごとの展開により県産畜産物のブランド力の強化・向上を図ることにより、本県の畜産経営改善支援に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県産畜産物の販売戦略を検討し、ブランド力の強化・向上を図るために必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体等との連絡調整等に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 本協議会は、会長（1名）、副会長（2名）、監事（2名）及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員等は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、一般社団法人神奈川県畜産会会長をあてる。
- 4 副会長は、総会の同意を得て会長が指名する。
- 5 監事は、会長及び副会長以外の委員等の中から選出することとし、総会の同意を得て会長が指名する。

(職務)

第5条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、本協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第7条 役員報酬は、無報酬とする。

第3章 会議

(総会)

第8条 総会は、別表1に掲げる所属及び職名にある者をもって構成し、次の各号に掲げる事項を協議し、決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 解散及び残余財産の処分に関する事
- (4) その他本協議会の運営に関する重要な事項

2 総会は、必要に応じ会長が招集し、自らその議長となる。

3 総会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 構成員は、やむを得ない理由がある時は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は、書面によって議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

6 会長以外の者が、総会を招集しようとするときは、総会の構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(専決処分)

第9条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第1項に掲げる事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第10条 本協議会に提案する事項について、関係機関相互の連絡調整等を綿密に行うことにより、本協議会を有機的かつ効果的に機能させるため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。

3 幹事等は、別表第2に掲げる所属及び職名又は所属にある者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、幹事会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(畜種別専門委員会)

第11条 県産畜産物の付加価値を高め、ブランド力の強化・向上を図っていくうえで、畜種ごとに流通構造や課題が異なり、画一的な展開は難しいことから、畜種ごとに意欲あるブランド推進生産者グループが行うブランド力の強化、向上の取組を進めるため、本協議会のもとに畜種別専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、総会等において構成員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第4章

(事務局)

第13条 本協議会の事務を処理するため、一般社団法人神奈川県畜産会に事務局を置く。

2 事務局長は、一般社団法人神奈川県畜産会専務理事とする。

3 本協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画、予算及び決算)

第14条 本協議会の事業計画及び収支予算は事務局が編成し、総会の承認を得なければならない。

2 本協議会の収支決算は、事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第5章 会 計

(会 計)

第15条 本協議会の経費は、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補 則

(補 則)

第17条 この規約に定めるものの他、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この規約は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。

(別表1)

かながわ畜産ブランド推進協議会 構成員一覧

区分	所属及び職名
会長	一般社団法人神奈川県畜産会 会長
	一般社団法人神奈川県畜産振興会 会長
	神奈川県農業協同組合中央会農業くらし対策部 部長
	全国農業協同組合連合会神奈川県本部 本部長
	一般社団法人神奈川県乳業協会 会長
	神奈川県牛乳普及協会 会長
	神奈川県酪農業協同組合連合会 代表理事長
	かながわ酪農業協同組合 組合長
	神奈川県肉牛経営者協議会 会長
	神奈川県肉用牛協会 会長
	神奈川県食肉事業協同組合連合会 会長
	一般社団法人神奈川県養豚協会 理事長
	一般社団法人神奈川県畜産会養鶏部会 部会長
	神奈川県養鶏経済農業協同組合連合会 会長
	神奈川中央養鶏農業協同組合 組合長
	神奈川県養蜂組合 組合長
	農水産部 畜産課長
	農水産部 農政課長
	横須賀三浦地域県政総合センター 農政部長
	県央地域県政総合センター 農政部長
	湘南地域県政総合センター 農政部長
	県西地域県政総合センター 農政部長
	横浜川崎地区農政事務所 所長
	畜産技術センター 所長
	県央家畜保健衛生所 所長
	湘南家畜保健衛生所 所長
事務局長	一般社団法人神奈川県畜産会 専務理事

(別表2)

かながわ畜産ブランド推進協議会 幹事一覧

区分	所属及び職名又は所属
幹事長	一般社団法人神奈川県畜産会 専務理事
	一般社団法人神奈川県畜産振興会 副会長
	神奈川県農業協同組合中央会農業くらし対策部 次長
	全国農業協同組合連合会神奈川県本部 畜産相談課長
	一般社団法人神奈川県乳業協会 常務理事
	神奈川県牛乳普及協会 専務理事
	神奈川県酪農業協同組合連合会 専務理事
	かながわ酪農業協同組合 参与
	神奈川県肉牛経営者協議会 事務局
	神奈川県肉用牛協会 事務局長
	神奈川県食肉事業協同組合連合会 常務理事
	一般社団法人神奈川県養豚協会 常務理事
	一般社団法人神奈川県畜産会養鶏部会 事務局
	神奈川県養鶏経済農業協同組合連合会 参事
	神奈川中央養鶏農業協同組合 次長
	神奈川県養蜂組合 事務局
	農水産部 畜産課調整グループ
	農水産部 農政課ブランド推進グループ
	横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課
	県央地域県政総合センター農政部地域農政推進課
	湘南地域県政総合センター農政部地域農政推進課
	県西地域県政総合センター農政部地域農政推進課
	横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課
	畜産技術センター
	県央家畜保健衛生所
	湘南家畜保健衛生所